

草津市指定管理者選定委員会議事概要

開催年月日	平成26年7月17日(木)	開催時間	午後1時00分から 午後2時30分まで
出席者	委員7名、施設担当課職員3名、指定管理候補予定者職員5名、事務局6名		
傍聴者	1名		
付議事項	指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めることについて 草津市立草津クリアホール		

＝議事次第＝

事務局あいさつ

- 1 担当課説明
- 2 質疑応答
- 3 討議

- ◆新たに本市が管理することとなる草津市立草津クリアホールについて、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を導入し、公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」という。）を指定管理者候補とすることに対し意見を求めた。

1 担当課説明

- ・施設概要（ホール、展示ホール、リハーサル室、練習室3室、和室、ホール楽屋5室）

- ・施設設置の目的

本市の新たな文化芸術振興の拠点として位置づける重要な施設とするため

- ・指定管理の経緯

文化芸術事業を展開するためには、文化芸術事業の特性を踏まえた運営を行う専門的なノウハウと地域の特性を踏まえた地域とのコミュニティ構築を図る人的ネットワークが必要

- ・指定管理者の候補者の選定理由

事業団は、平成23年度から草津アミカホールの指定管理者として施設の運営管理を行い、地域に根ざした文化芸術事業を幅広く展開し、本市の文化芸術の振興に大きく貢献し、「コミュニティの健全な発展と協働のまちづくりに関する各種事業を展開することにより、豊かで希望に満ちた市民社会の創造に寄与すること」を目的に、「コミュニティ振興およびまちづくり」「高齢者福祉および多世代交流」「環境および公園緑地等」「社会教育および文化・スポーツ」の4つの分野の事業を展開している。各事業を通して専門的なノウハウと、人的なネットワークを活かした運営管理が行われるものと考えられる。

また、事業団には、文化芸術事業を通じて市民文化を根付かせた専門的なノウハウと、人的なネットワークを活かした事業展開を行うなどの実績があることから、本市の特性や地域に根ざした文化芸術の特性を踏まえた事業を展開することができる市域で唯一の組織である。

2 委員の主な意見および質疑応答 等

<委員（以下「委」という。）>：「クリアホール」の「クリア」とはどういう意味か。提案した方がいるのか。

<施設担当課（以下「施」という。）>：今年の4月に公募し、200点の応募があった中でイタリア語の造語、元は「クレアール」という言葉ですが、「創造」の意味でもじったもので応募いただいた。人と人が芸術を通じて創造しあっていくということで選定いたしました。

<委>：現在草津市役所の隣にあるアミカホールとの規模の違いはあるのか。

<施>：アミカホールは約300席で、クリアホールは676席です。

<委>：現在「しが県民芸術創造館県」は指定管理で運営しているか。

<施>：指定管理で運営している。

<委>：指定管理期間は平成28年までとなっているが、その後も非公募とするのか。

<施>：実際の運営状況を改めて評価し、公募にするか非公募にするか検討する。

<委>：事業団が選定され、管理される場合、専門的な知識を持っているとのことだが、今まで携わっていない部分があると思うが、今の人員だけで運営できるのか。人員はどこから補充するか。

<施>：今後、平成27年1月以降管理運営を任せる考えであるが、舞台経験があるとか舞台制作の経験のある方を公募する。今アミカホールの館長は創造館に勤務されていた経験もあり、それを活かしながら携わっていくことになる。

<委>：事業団の方から補足説明はあるか。

<事業団（以下「事」という。）>：当事業団は市の文化振興施設であるアミカホールを、平成23年度から市民参加による文化振興という形で運営しており、アミカホールの指定管理に者として評価されていると自負している。今回のクレアホールは規模が大きいですが、人員についてはアミカホールで培ったノウハウを活かして連携して運営し、新たに制作部門と舞台運営部門、施設の管理部門の3つの部門でそれぞれトップになる専門家を雇用する予定である。そのための職員雇用についても独自の視点を持って選考していく予定である。人員の配置については、現在の創造館の人数と比較検討しながら、私たちが目指す安全安心な運営管理に最低必要な人員を置き、予算と人数が確保できれば私たちが考える安全安心な運営管理ができると考えている。

<委>：今まで県が運営していたものを今回市が受けるため、今までは県民が利用していたものを市民が利用するわけだが、県とは稼働率も含めて違うビジョンはあるのか。

<事>：県が創造館をオープンしてから「県民と共に創造する創造館」として、文化事業を通して、地域の方が育っている。事業団が管理することになっても、市民の方々を大事にするとともに、市民参加の事業にまちづくりのノウハウを活かして、たくさんの市民プロデューサーのような存在を引き続き確保して輩出していこうと思っている。事業団ならではの事業を展開し、事業団の持っているまちづくりのノウハウを、近隣のびわこホール、さきらホールとは違う役割のホールとして住み分け、湖南地域を対象に草津市ならではの市民ホールとして芸術のスキルを落とすことなく、市民が気軽に足を運べる事業展開を考えている。

<委>：ホールというのは文化施設の役割もあるが、収益も意識しなければならない。なぜ県から市に移管されたのかは、お金の問題が大きいと考えるが、収益を優先するのか、どのように考えているのか。

<施>：収益が上がる規模は1,500席以上と一般的に言われており、670席というこのホールでは収益を目的とするのではなく、文化芸術を通じて豊かな心、人づくりを通してまちづくりのためのホールをイメージして運営せざるを得ないと考えている。

<委>：使用の目的は文化・芸術に限定されるのか。

<施>：文化・芸術の施設の特性上、メインは文化・芸術の使用が目的になっているが、アミカホールでは合唱、演奏、コンサートがメインであり、一部貸館として文化芸術以外の企業の催し等で借りることも可能とする。ただ、市民の多様な年齢層に対応でき参加いただける事業をしていきたい。

<委>：2点質問があるが、1つ目は稼働率の目標が50%になっているが、この数字はどういうレベルなのか。努力目標なのか実績に基づく目標なのか。2つ目

は施設利用料が市の方に入るように書かれているが、収入は市に入って指定管理料が払われるということは、指定管理者に対するインセンティブが働かないのではないか。

<事>：1つ目のホールの目標値ですが、平成24年の滋賀県民創造館のホールの稼働率が56.6%にもかかわらず、平成26年の目標が50%、平成27年の目標が51%、平成28年の目標が52%になっていることに対し、かなり弱気ではないかという御質問かと思うが、県で管理されていた時の施設がクリアホールになった時そのまま使用できると聞いていない。ホールの席数が少なくなり、一番使い勝手が良かった練習室3つの内の大きい部屋が子育て支援機能を持つ施設「つどいのひろば」になるため使えなくなった影響を見込んでいる。リハーサル室や展示ホールなども積極的に利用していただけるよう周知していく予定である。

<施>：2つ目の施設利用料金収入について、利用料金制度を導入しないことについての理由は、利用料金制度を導入するには、収入の見込みを立てる必要があるが、県から市へ移管するに当たって、市外の方は市外料金という形で、市内の方と差をつけるつもりである。現在利用者のうち4分の1を占める瀬田（大津市）在住の方が、利用料金の差をつけることでどのように変化するか読みきれないため、今回の指定においては利用料金制度を導入していない。

<委>：市外料金のことだが、草津市、守山市、栗東市または野洲市以外の場合、基本料金を50%加算すると仕様書にあるが、ここから大津市は抜けたということでもいいか。

<施>：草津市、守山市、栗東市、野洲市は平成16年11月に「お互いの文化施設についてお互いの市民が使用する場合は市内料金とする」旨の4市協定が結ばれ、この表記になっている。

<委>：民間の場合、収入と費用（支出）がありその差額が利益になるわけだが、利益が出た場合はどういう処理になるか。

<事>：非営利組織である公益財団法人なので、職員のボーナスになることはない。収益は次年度の公益事業に充てることになる。クリアホール、アミカホールについても、収益がでた場合は公益事業に充てる。

3 結論

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、草津市草津クリアホールの指定管理者として草津市コミュニティ事業団を候補者とするのが適当であるとの結論に至った。